

# 第17期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区四番町6番地  
東急番町ビル 5階 会議室

## 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件

郵送による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）  
午後6時到着

### 株主の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、当日のご来場をお控えいただき、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

## 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	6
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告書	28

株式会社コマースOneホールディングス

証券コード：4496

株 主 各 位

東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル  
**株式会社コマースOneホールディングス**  
代表取締役 岡本高彰

## 第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととご拝察申し上げます。

この度、第17期定時株主総会を下記日程にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、可能な限り当日のご来場はお控えください。なお、書面によって議決権をご行使いただける場合には、後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル 5階会議室  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 【報告事項】**
1. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

**【決議事項】**

- 議案**
- 第1号議案 定款一部変更の件
  - 第2号議案 監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cm-one.jp/>）に掲載させていただきます。
  3. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cm-one.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- 従いまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役及び会計監査人が監査報告及び会計監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

〔新型コロナウイルスに関するお知らせ〕

ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い致します。また、会場に設置するアルコール消毒液をご利用ください。

会場入口付近で検温等をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。

株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応をさせていただきます。

今後の状況により、株主総会の運営・会場に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.cm-one.jp/>）に掲載致しますので、ご出席の際はご確認ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考資料、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第15条 (電子提供措置等)</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役の岩村 芳高氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。

つきましては、新たに、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであり、社外監査役候補者であります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">新任</div> たか ぎ かず のり <b>高木和則</b> (1955年3月2日生)  所有する当社の株式の数 0株	1978年4月 新日本証券(株) (現みずほ証券(株)) 入社 2009年4月 みずほ証券(株) コーポレートサポート部長 2011年10月 フクダ電子(株) 顧問 2016年6月 デンタルサポート(株) 社外取締役 2016年10月 (株)ランディックス 監査役 2018年6月 (株)ランディックス 常勤監査役
社外監査役候補者とした理由 高木和則氏は、長年に亘り証券会社における業務執行と企業経営に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験と高い見識をもって当社経営の監督を行っていただけるものと期待できるため、社外監査役として選任をお願いするものであります。	

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高木和則氏は社外監査役候補者であります。
3. 高木和則氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 高木和則氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員（子会社役員を含む）がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。保険料は全額会社が負担しております。故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。本議案が承認された場合、候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

以上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社グループはテクノロジーを活用する人の力を最大化させるコマースプラットフォームであることをミッションに掲げ、「成長志向の国内中堅・中小ECサイト運営企業様の成長を支援すること」と「信頼に基づく安心の環境づくり」を事業内容とし、社会の持続的発展を支えるECインフラの創出を実現させることを経営目標として事業を推進しております。

当連結会計年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症オミクロン株の拡大に対して発令されたまん延防止等重点措置が2022年3月をもって全面解除され、今後の経済社会活動の正常化が期待される一方で、2月下旬のロシアのウクライナ侵攻に伴うG7諸国を中心としたロシアに対する経済制裁により原油価格をはじめとする原材料価格の高騰によるインフレの高進などの影響により先行き不透明な状況は続いております。このような事業環境において当社グループのECプラットフォーム事業は、EC事業拡大を目指す事業者にとって、事業開始時からワンストップで必要なサービスを提供できるインフラとして、インターフェースからバックヤードまで、様々なニーズに対してソリューションを提供することにより顧客数及びGMVの拡大及びカスタマイズ案件獲得の拡大を図ってまいりました。

このような状況の中、当社グループの当連結会計年度の売上高は2,939,619千円（前期比16.6%増）、経常利益716,917千円（前期比21.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益495,981千円（前期比26.1%増）となりました。また主要な事業子会社である株式会社フューチャーショップ及び株式会社ソフテルの2社において重要な経営指標である、GMV(注)、顧客受注総額、契約件数、1店舗あたりGMV、1契約あたり顧客受注額は各社増加ペースに差はあるものの、概ね堅調に推移いたしました。今後もグループ各社の独自性のある経営を重視し、より迅速な経営判断のできる体制を確立して業界の急速な変化に対応できるように努め、さらなる企業価値向上を目指してまいります。

(注) GMVとは、Gross Merchandise Valueの略称であり、提供サービスにおける流通取引総額のことをいいます。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度のECプラットフォーム事業において、事業規模の拡大に対応して総額122,404千円の設備投資を実施いたしました。その主なものは、当社グループの株式会社フューチャーショップの新機能等開発に伴うソフトウェア投資121,156千円となります。なお、当社グループはECプラットフォーム事業の単一セグメントとなっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。



#### (4) 対処すべき課題

##### ① 導入企業数の拡大

当社グループの目指すEC業界のビジネスインフラとしての地位確立のためには、業種・業態を問わず幅広いEC事業運営者に、当社グループのサービスを導入してもらうことが必要であると考えております。そのためにも、中小事業者向けにシンプルかつ汎用性の高いサービス提供を行うことを基軸とし、顧客ニーズに応じた付加機能や新サービスを継続的に開発することで、新規導入数の増加及び継続率の向上に努めてまいります。

##### ② 顧客単価の向上

当社グループでは、幅広い企業でのサービス導入を図るべく、SaaS（注1）型とした上で中小事業者でも継続利用しやすい料金設計を心がけております。上述のとおり、販売件数の拡大により収益の拡大を図ってまいります所存ですが、当社グループとしては既存顧客からの収益拡大を図ることも、継続的な事業成長を達成する上で必要な施策であると考えております。そのために、今後は「commerce creator」に代表される新商品の開発・改良のみならず、各ソリューション間でのクロスセルの実現や、開発自由度の高い自社開発オプションの提供並びにAPI（注2）連携による有効な他社サービスの紹介による紹介料の獲得等により顧客単価の向上に努めてまいります所存です。

（注）1. SaaSとは、Software as a Service（サービスとしてのソフトウェア）の略称であり、利用者がソフトウェアを自身の利用端末等に直接インストールして利用するのではなく、提供元にて稼働されているソフトウェアをインターネット経由で利用するものをいいます。

2. APIとは、Application Programming Interfaceの略称であり、自己のソフトウェアやアプリケーションの一部を公開し、外部のソフトウェア、アプリケーションが連携できるようにするための規格や仕様のことをいいます。

##### ③ 人材確保

当社グループの提供するサービスの差別化及び顧客数の増加のためには、エンジニアや営業人員等の優秀な人材の確保が必要であると考えております。しかしながら、足許では景気の向上や事業構造の変化に伴うインターネットセクターにおける開発人材へのニーズやマーケティング人材への需要の高まりもあり、優秀な人材の採用は激しい競争が生じております。当社グループは、今後の収益拡大等による知名度及び財務基盤の向上を図ることで、新規採用における候補者への安心材料を提供し、人材採用の強化に努めたいと考え

ております。また、グループ内での研修も強化することで、必要な人材の育成も図ってまいり所存です。

④ グループ内のガバナンス・経営管理体制の強化

当社グループは、当社（現㈱TradeSafeの分割前の当社）が、㈱フューチャーショップ及び㈱ソフテルをグループ子会社化し、尚且つ当社が、現㈱TradeSafeを新設分割による子会社化をすることで現在の企業集団となっております。また、各社の本店所在地も東京、大阪、岐阜と離れております。こうした状況から、当社グループといたしましては、各事業会社の事業運営における独立性は維持しつつも、経営管理を統括する当社を主体として、グループ内のガバナンス強化や各事業会社への経営監視を十分に行うことで、株主価値向上を目的としたグループ一丸となった経営戦略の遂行に努める方針です。

⑤ グループ間シナジーの追求

当社グループは前述の経緯より、各事業子会社が独立した事業運営を行っておりましたので、顧客ターゲットは中小企業のEC事業運営者と同一であるものの、グループ内での顧客紹介等、当社グループの収益向上に向けたグループとしての取り組みが不十分であったと認識しております。足許では、グループ戦略の共有化を図るため、当社取締役会での各社社長との情報共有や各社顧客へのグループとしてのソリューション提案の実施を開始しており、今後もグループ商材のクロスセルを中心としたシナジーの追求に努めてまいり所存です。

⑥ コンプライアンス体制の強化

当社グループでは、当社を中心として、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題や懸念事項の洗い出しを実施し、対策を検討するコンプライアンス委員会を随時開催しております。当該委員会には、各事業子会社の代表取締役も出席し、必要に応じて外部専門家や各社の事業担当者も参加することで、実効性のある会議体とすることを心がけております。今後も当該委員会の開催を継続し、当社グループとしてのコンプライアンス事案について十分な検討を行うことで、当社株主価値へ貢献したいと考えております。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

## ① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2019年3月期	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期	第17期 (当連結会計年度) 2022年3月期
売 上 高 (千円)	1,952,433	2,167,289	2,520,037	2,939,619
経 常 利 益 (千円)	357,468	430,919	588,264	716,917
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	294,333	292,757	393,326	495,981
1株当たり当期純利益 (円)	40.75	40.53	52.77	65.93
総 資 産 (千円)	2,088,969	1,825,178	2,592,358	3,108,784
純 資 産 (千円)	1,273,479	1,029,465	1,811,423	2,286,609
1株当たり純資産額 (円)	173.53	142.52	240.77	303.93

- (注) 1. 当社は2020年1月10日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第17期の期首から適用しており、第17期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## ② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第14期 2019年3月期	第15期 2020年3月期	第16期 2021年3月期	第17期 (当事業年度) 2022年3月期
売上高及び営業収益 (千円)	242,400	298,400	438,200	588,800
経 常 利 益 (千円)	161,642	182,523	271,244	415,839
当 期 純 利 益 (千円)	225,682	198,979	308,370	457,440
1株当たり当期純利益 (円)	31.24	27.55	41.37	60.80
総 資 産 (千円)	1,098,496	642,082	1,296,336	1,716,509
純 資 産 (千円)	776,951	439,158	1,136,161	1,572,806
1株当たり純資産額 (円)	104.79	60.80	151.02	209.06

- (注) 当社は2020年1月10日付で普通株式1株につき300株の株式分割を、2021年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(株)フューチャーショップ	100,000	100	ASPカートを中心にECインターフェース (注) 構築・運用アプリケーションサービスをSaaS方式で提供
(株)ソフテル	24,950	100	ECサイトの多店舗バックヤードを一元管理するシステムを顧客ニーズに合わせてカスタマイズしクラウドサービスで提供
(株)TradeSafe	10,000	100	ECサイトの認証サービス及びデータ解析に基づく経営補助ツールの提供

(注) インターフェースとは、界面や接触面、中間面などといった意味を持ち、転じてコンピューターと周辺機器を接続するための規格や仕様、またはユーザーがコンピューターなどを利用するための操作方法や概念のことをいいます。

## (7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社が持株会社として、連結事業子会社である(株)フューチャーショップ、(株)ソフテル、(株)TradeSafeの3社を統括しております。各連結事業子会社は、ECサイト運営を支援するサービスをSaaS（注）形式にて提供するECプラットフォーム事業を国内中堅・中小規模のECサイト運営企業向けに展開しております。

当社の連結事業子会社の各事業概要は、以下のとおりであります。

事業区分	会社名	各社の提供サービス
ECプラットフォーム事業	(株)フューチャーショップ	EC事業運営者に対してECサイトインターフェース構築・運用アプリケーションサービスをSaaS型で提供しています。
	(株)ソフテル	多店舗展開するECサイト運営者のバックヤードを一元管理するシステム等を、顧客ニーズに合わせてカスタマイズしたうえでSaaS型にて提供しています。
	(株)TradeSafe	ECサイトの認証サービス及びデータ解析に基づく経営補助ツールをSaaS型にて提供しています。

(注) SaaSとは、Software as a Service（サービスとしてのソフトウェア）の略称であり、利用者がソフトウェアを自身の利用端末等に直接インストールして利用するのではなく、提供元にて稼働されているソフトウェアをインターネット経由で利用するものをいいます。

**(8) 主要な営業所**

	名称	所在地
当社	本社	東京都千代田区
(株)フューチャーショップ	本社	大阪府大阪市北区
(株)ソフテル	本社	岐阜県岐阜市
(株)TradeSafe	本社	東京都千代田区

**(9) 従業員の状況****① 企業集団の従業員の状況（2022年3月31日現在）**

従業員数	前連結会計年度末比増減
142名	13名増加

**② 当社の従業員の状況（2022年3月31日現在）**

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	2名増加	41歳	3年

**(10) 主要な借入先**

該当事項はありません。

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社の連結子会社である株式会社ソフテルは、2019年8月8日モダンデコ株式会社に対して、システムのカスタマイズ導入業務委託料の未払金18,338千円の支払いを求めて同社を提訴しておりました。2020年6月18日付けで同社より、カスタマイズし導入したシステムの欠陥による損害等の反訴（請求金額862,338千円）の提起を受け、2020年8月6日にその反訴状を受領し、本訴事件とあわせて争ってまいりましたが、モダンデコ株式会社は株式会社ソフテルに対し未払金の一部に相当する金額を解決金として支払い、株式会社ソフテルはその余の請求を放棄し、モダンデコ株式会社は反訴請求を放棄するとの内容で2021年11月8日に和解が成立いたしました。

## 2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 28,893,600株

(注) 2021年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は14,446,800株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 7,523,400株（自己株式49株を含む）

(注) 2021年4月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は3,761,700株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 2,234名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
岡本高彰	2,162,000株	28.74%
ASIAN ASSET ACQUISITION PTE. LTD.	1,708,000株	22.70%
(株)フューチャースピリッツ	564,400株	7.50%
(株)日本カストディ銀行(信託口)	431,300株	5.73%
伏見裕子	261,600株	3.48%
CACEIS BANK FOR (EQUITIES) NON TREATY UCITS CLIENTS	237,000株	3.15%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	171,400株	2.28%
北川輝信	150,000株	1.99%
(株)日本カストディ銀行(証券投資信託口)	112,800株	1.50%
RE FUND 107-CLIENT AC	92,000株	1.22%

(注) 持株比率は自己株式（49株）を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	岡本高彰	(株)フューチャーショップ 取締役 (株)ソフテル 取締役 (株)TradeSafe 代表取締役 エコシステムホールディングス(株) 代表取締役 ジャパンサイクル(株) 取締役 エネサイクル(株) 取締役
取締役	田中耕一	管理本部長
取締役	星野裕子 (戸籍名：伏見裕子)	(株)フューチャーショップ 代表取締役
取締役	北川輝信	(株)ソフテル 代表取締役
取締役	伊藤勇太	伊藤会計事務所 代表
常勤監査役	岩村芳高	(株)フューチャーショップ 監査役 (株)TradeSafe 監査役
監査役	上杉昌隆	桜田通り総合法律事務所 共同経営者 (株)セレス 取締役 (監査等委員) (株)Aiming 監査役 (株)フルキャストホールディングス 取締役 (監査等委員) デジタルアーツ(株) 取締役 (監査等委員)
監査役	石原工幹	ライト・アドバイザーズ司法書士事務所 共同経営者 (株)SAKURUG 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役伊藤勇太氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役岩村芳高氏、上杉昌隆氏及び石原工幹氏は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役伊藤勇太氏、監査役岩村芳高氏、上杉昌隆氏及び石原工幹氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役岩村芳高氏は、長年に渡る金融機関や事業会社等での経験から、企業監査や財務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 監査役上杉昌隆氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 6. 監査役石原工幹氏は司法書士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づき責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約の内容の概要

### ①被保険者の範囲

当社及び子会社役員

### ②会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員（子会社役員を含む）がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しております。

故意または重過失に起因する損害賠償請求は上記保険契約により補填されません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち 社外取締役)	57,270千円	57,270千円	—	—	5
	( 2,850千円)	( 2,850千円)	—	—	(1)
監査役(うち 社外監査役)	9,240千円	9,240千円	—	—	3
	( 9,240千円)	( 9,240千円)	—	—	(3)

(注) 1. 当社には役員退職慰労金制度はありません

2. 監査役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、業務分担の状況等を勘案し、監査役における協議により決定しております。

### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の限度額は、2018年6月29日開催の第13期定時株主総会において年額150百万円以内（使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。本定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。



監査役の金銭報酬の限度額は、同定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。本定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年5月14日付で取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しており、取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額の範囲内において、各取締役の担当業務、会社業績及び他社水準も考慮しながら、総合的に勘案し、同委員会にて審議し、取締役会の決議により決定しております。

③ 当該事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社の取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、上記方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、上記方針に沿うものと判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	関係
社外取締役	伊藤 勇太	伊藤会計事務所	代表	該当する事項はありません。
社外監査役	岩村 芳高	(株)フューチャーショップ	監査役	当社の子会社であります。
		(株)TradeSafe	監査役	当社の子会社であります。
社外監査役	上杉 昌隆	桜田通り総合法律事務所	共同経営者	該当する事項はありません。
		(株)セレス	取締役 (監査等委員)	該当する事項はありません。
		(株)Aiming	監査役	該当する事項はありません。
		(株)フルキャストホールディングス	取締役 (監査等委員)	該当する事項はありません。
		デジタルアーツ(株)	取締役 (監査等委員)	該当する事項はありません。
社外監査役	石原 工幹	ライト・アドバイザーズ司法書士事務所	共同経営者	該当する事項はありません。
		(株)SAKURUG	非常勤監査役	該当する事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### (ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	伊藤 勇太	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	岩村 芳高	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。 当事業年度に開催された監査役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	上杉 昌隆	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。 当事業年度に開催された監査役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。
社外監査役	石原 工幹	当事業年度に開催された取締役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。 当事業年度に開催された監査役会には、14回中14回出席し、適時適切な意見を述べています。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

伊藤勇太氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知見を有しており、取締役会への出席を通じて当社の経営に適切な発言をいただいております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	37,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提示された監査計画、監査内容及び監査日数を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制の基本方針」を決議しております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

当社グループは、継続的な成長と企業価値の最大化を図りつつ、コーポレートガバナンスの充実・強化に努めていくことが重要な経営課題と位置付けている。コーポレートガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制の基本方針を定める。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ② 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
  - ③ 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っている。
  - ④ 取締役は、各監査役が監査役会でまとめた監査方針・計画のもと、監査を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関する重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善に努める。
3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ① リスク管理はリスク管理に関する諸規程等に基づき、一貫した方針のもとに、効果的かつ総合的に実施する。
  - ② リスク管理担当取締役は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告することで適切なリスク管理を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
5. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
「関係会社管理規程」に基づき、毎月、業務執行のモニタリングを行い、必要に応じて取締役会に報告する。
  - ① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の親会社への報告に関する体制
  - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
  - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを決めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、所定の手続きに従ってすみやかにその使用人を配置する。
  - ② 上記使用人を置いた場合、取締役からの独立性を確保するため、人事異動等については監査役会の同意を得るなどの措置を講じる。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
  - ① 監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害の及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
  - ② 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項を監査役に報告する。
  - ③ 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
8. 当社企業グループの取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社企業グループの取締役、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社における重要事項や損害の及ぼすおそれのある事実及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに当社の監査役に報告する。

9. 7及び8の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社企業グループは「内部通報規程」を制定し、通報等をしたことを理由として不利益な取扱いを禁止している。
10. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項  
当社は監査役がその職務の執行について、当社に対し、法令に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。また監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。
11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、定期的に代表取締役と会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。
  - ② 監査役は、内部監査担当取締役とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査報告を求める。
12. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
13. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制  
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切かわりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 取締役の職務執行の効率性の確保のための取り組み

経営及び業務執行の意思決定機関として、取締役会を月1回以上定期的に開催し、取締役の職務執行の監督を行うとともに、活発な意見交換と審議の充実に努めました。また、1名の社外取締役が在籍しており、適宜忌憚のない意見を述べることで経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。

### ② 内部監査の実効性の確保のための取り組み

当社における内部監査は、グループ各社の内部監査を当社管理本部長及び管理本部（3名）が、監査計画に従い各部門の業務遂行状況を監査しております。当社は管理本部のみの組織体制であり、内部監査の当事者となるため第三者機関の株式会社エイ・アイ・パートナーズに委託し、代表取締役が策定した監査計画に従い管理本部の業務執行状況を監査しております。

内部監査担当者は当該監査結果を各社代表取締役に加え、監査役にも報告しており、監査役は必要に応じて調査を求めるなど、実効的な連携が図れる体制を取っております。

### ③ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役監査につきましては、監査役会にて決定された、監査の方針、方法及び実施計画等に基づき、各監査役が監査業務を分担して実施し、監査役会において情報共有を行っております。

なお、監査役会、内部監査担当者及び会計監査人は相互に緊密な連携を取り、それぞれの監査に必要な情報の共有を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。



# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,006,125</b>	<b>流動負債</b>	<b>752,565</b>
現金及び預金	1,643,469	買掛金	53,640
売掛金及び契約資産	268,938	前受金	394,493
仕掛品	5,102	未払法人税等	76,620
前払費用	78,914	賞与引当金	26,461
その他	14,476	その他	201,348
貸倒引当金	△4,776	<b>固定負債</b>	<b>69,610</b>
<b>固定資産</b>	<b>1,102,659</b>	繰延税金負債	20,115
<b>有形固定資産</b>	<b>75,493</b>	資産除去債務	33,649
建物附属設備	53,549	その他	15,845
工具、器具及び備品	9,627	<b>負債合計</b>	<b>822,175</b>
その他	12,316	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>316,256</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,052,744</b>
ソフトウェア	309,053	資本金	210,400
ソフトウェア仮勘定	7,125	資本剰余金	160,400
その他	77	利益剰余金	1,682,015
<b>投資その他の資産</b>	<b>710,909</b>	自己株式	△70
投資有価証券	548,046	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>233,864</b>
破産更生債権等	615	その他有価証券評価差額金	233,864
敷金及び保証金	90,574		
繰延税金資産	56,275		
その他	15,996		
貸倒引当金	△598		
<b>資産合計</b>	<b>3,108,784</b>	<b>純資産合計</b>	<b>2,286,609</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,108,784</b>

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,939,619
売上原価		1,235,877
売上総利益		1,703,741
販売費及び一般管理費		1,027,230
営業利益		676,511
営業外収益		
受取利息	17	
受取配当金	26,496	
為替差益	11,462	
その他	2,435	40,412
営業外費用		
その他	6	6
経常利益		716,917
特別利益		
投資有価証券売却益	15,739	15,739
税金等調整前当期純利益		732,656
法人税、住民税及び事業税	255,632	
法人税等調整額	△18,958	236,674
当期純利益		495,981
親会社株主に帰属する当期純利益		495,981

# 計算書類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>1,060,250</b>	<b>流動負債</b>	<b>41,025</b>
現金及び預金	852,777	未払金	5,670
売掛金	5,280	未払費用	10,932
前払費用	2,276	未払法人税等	22,594
未収入金	197,122	預り金	1,829
その他	2,794	<b>固定負債</b>	<b>102,677</b>
<b>固定資産</b>	<b>656,259</b>	繰延税金負債	102,677
<b>有形固定資産</b>	<b>716</b>	<b>負債合計</b>	<b>143,703</b>
工具、器具及び備品	716	<b>(純資産の部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>655,543</b>	<b>株主資本</b>	<b>1,338,941</b>
投資有価証券	521,046	資本金	210,400
関係会社株式	85,603	資本剰余金	160,400
その他の関係会社有価証券	26,999	資本準備金	160,400
長期前払費用	3,764	<b>利益剰余金</b>	<b>968,212</b>
敷金及び保証金	18,128	その他利益剰余金	968,212
		繰越利益剰余金	968,212
		<b>自己株式</b>	<b>△70</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>233,864</b>
		その他有価証券評価差額金	233,864
<b>資産合計</b>	<b>1,716,509</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,572,806</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,716,509</b>

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
<b>営業収益</b>		<b>588,800</b>
<b>営業費用</b>		<b>211,084</b>
<b>営業利益</b>		<b>377,715</b>
<b>営業外収益</b>		
受取利息	10	
受取配当金	26,496	
為替差益	11,614	
その他	3	38,124
<b>営業外費用</b>		
その他	0	0
<b>経常利益</b>		<b>415,839</b>
<b>特別利益</b>		
投資有価証券売却益	15,739	15,739
<b>税引前当期純利益</b>		<b>431,578</b>
法人税、住民税及び事業税	△26,152	
法人税等調整額	290	△25,861
<b>当期純利益</b>		<b>457,440</b>

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社コマースOneホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田祥且
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間愛雄

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コマースOneホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コマースOneホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月26日

株式会社コマースOneホールディングス  
取締役会 御中EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森田祥且
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	本間愛雄

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コマースOneホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株式会社コマースOneホールディングス 監査役会

常勤監査役  
(社外監査役) 岩村 芳高 ㊟

社外監査役 上杉 昌隆 ㊟

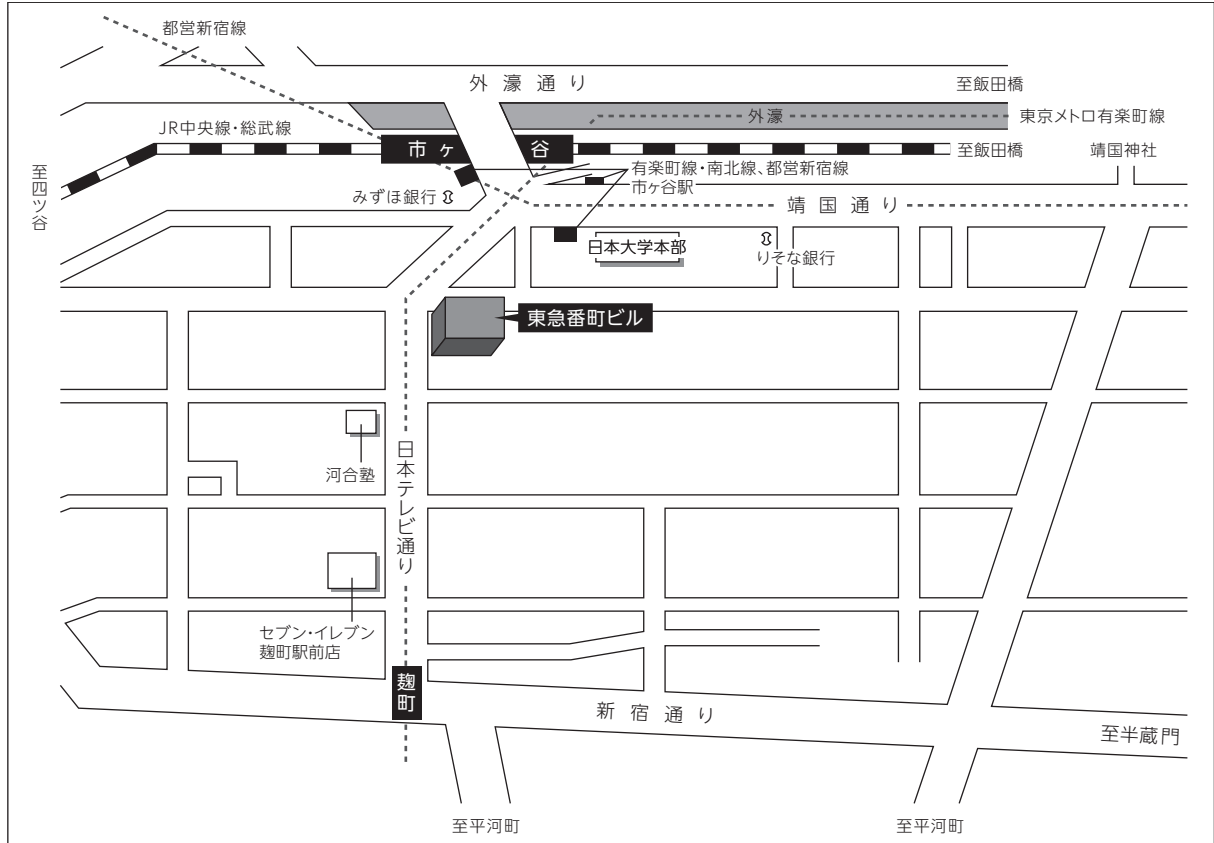
社外監査役 石原 工幹 ㊟

以上

<メ モ 欄>

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル  
5階会議室



## 交通のご案内

- ・ JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分  
東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線  
「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・ 東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分